

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

当別町長 後藤 正洋

市町村名 (市町村コード)	当別町 (013030)
地域名 (地域内農業集落名)	川下左岸 (川下左岸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【当別町の現状と課題】

・当別町の耕地面積は8,510haとなっており、行政面積の約2割を占めている。当別町の農業は、豊かな水と石狩平野の一部という恵まれた土地条件を活かした、水田・畑作や花卉を中心とする農業を展開しているのが特徴である。

・しかしながら、農家戸数は直近の10年間で2割近く減少し、1戸あたりが担うべき農地面積が年々拡大していることから、効率的かつ安定的な生産体制の確立に向けた取組が必要である。また、現在は規模縮小などの意向のある農地面積に対し、規模拡大の意向のある農地面積の方が上回っているが、60才以上の農業者の農地面積のうち後継者不在の農地面積の割合は5割を超えるなど高齢化が進んでおり、農村の維持・発展に向け担い手対策が課題となっている。

【川下左岸地区の現状】

○農地所有者数及び耕作者数 62名 ○認定農業者数 38名
○60歳以上の耕作者数 21名(うち後継者不在の農業者数 13名)
○規模縮小・離農予定 7名 ○規模拡大 16名

【川下左岸地区の課題】

・結婚していない、子供はいるが跡を継がないといった農家が散見される状況である。川下左岸地区については、現状いる農家(若い人も含む。)で頑張れば引き受けられる規模の面積であるが、水活の問題等で状況は複雑となっており、20年～30年先にどうなっているかという不安が広がっている。

・後継者が不足してくると機械化が必要になるが、機械は高額であり、機械の大型化や更新等に課題がある。

・基盤整備事業が遅れている。暗渠整備のほか、区画の拡大が必要である。

・草刈り等の保全活動については現状なんとか実施できているが、地区の住民が少ないほか、高齢化の進展によつては保全活動もできなくなってくる可能性がある。

・飛び地が一定数あるため、交換や入替等による解消を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【当別町】

・当別町農業10年ビジョンに掲げる経営戦略「水稻・畑作物の生産性向上」、「野菜・花卉の生産拡大」、「多様な人材の総力発揮」、「ブランド化、6次化、販路拡大」、「農業生産基盤の強化」を推進し、農業所得の向上を目指す。

【川下左岸地区】

・川下左岸地区においては、現状いる農家で耕作を継続できるような体系を作ることが重要であるが、中長期的に見ると新規就農者の受け入れや法人化等の取り組みも必要になってくるほか、野菜等の高収益作物に取り組むための仕組み作りも必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	440 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	440 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
・農業委員会と連携し、農地バンクを通じて、地域の担い手等への農地集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクを通じて、地域の担い手等への農地集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備による圃場の大区画化や地下かんがいの導入により、生産性の高い農業を実現できる環境を整える。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・当別町農業総合支援センターと連携し、新規就農者等の新たな担い手の確保・育成に努めるとともに、地域の担い手の経営安定・発展を支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・北石狩農業協同組合が検討中の農業機械作業受委託の仲介事業の利用を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやアライグマ等による農業被害の防止に向けて、当別町鳥獣被害対策協議会を中心に、農業団体、猟友会、農林業関係機関と連携しながら、電気柵の設置や捕獲機材の導入・捕獲従事者の育成等、効果的な対策に努める。
- ②適正な輪作に加え、土壌診断結果に基づく適正施肥及び堆肥・緑肥の投入による地力増進を図り、環境負荷の低減に努める。
- ③自動操舵システム等のスマート農業技術を効果的に活用し、省力・低コスト生産に努める。
- ④水張りを組み入れない作付体系が定着している水田については、畑地化に向けた協議を地域関係者と進め、高収益作物の定着を図る。また、今後大きな需要が見込まれる新たな市場の開拓に向けて、新市場開拓用米の作付を推進する。
- ⑦地域の活動組織が中心となり、農地・水路・農道等の保全活動を推進する。
- ⑧農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ⑨水田放牧及び資源循環による耕畜連携を推進する。また、堆肥供給システムの構築を図る。